

生駒市公民連携推進マッチング支援等業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

生駒市公民連携推進マッチング支援等業務委託

2. 委託業務の概要

(1) 目的

本市では、令和2年3月に「生駒市協創対話窓口」を開設し、公民連携を活用した市民サービスの向上や地域課題解決を目的として、市民ニーズや地域が抱える課題の解決に向けて本市と民間事業者等が協働で実証実験を行うなどの取組を進めているが、本市が提示する課題と民間事業者からの提案とのマッチングが十分円滑に進められているとまでは言えない状況である。

本委託業務では、本市とスタートアップ（※）を含む民間事業者等が連携し、協働による地域課題等の解決に資する取組の創出に向けた支援を効果的・効率的に行うため、本市が提示する課題の解決を成し得る民間事業者等の募集、選考、マッチング支援及びプロジェクト管理を的確に行い、課題解決に向けた伴走型の支援を行うほか、今後の本市の公民連携をさらに進めていくために本市職員の公民連携への意識や意欲を高めるための研修を実施するものである。

※スタートアップ：新しい技術やビジネスモデル（イノベーション）を有し、急成長を目指す新しい企業（引用元：経済産業省）

(2) 委託業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(3) 実施場所

生駒市内（ただし、発注者が必要と認めた場合はその限りでない。）

3. 委託業務実施に当たっての共通留意事項

(1) 成果品に係る一切の権利は、受注者または第三者が従前から保有していた著作権を除き、全て本市に帰属するものとする。

(2) 受注者は、成果品を複製し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に本市の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

4. 委託業務の詳細

(1) 庁内で集約した課題の整理

受注者は、あらかじめ発注者が庁内で募集し集約した課題（最大10件程度）について、ヒアリングを実施するほか受注者が提案する方法により、必要となる情報の収集や

課題の整理、明確化を行うこと。なお、1 課題につき最低 1 回はヒアリングを実施すること。

(2) 課題の選定

ア 受注者は、(1) で整理した課題について発注者がさらに絞り込み（概ね 4 件程度まで）を行うことを専門的な視点から支援すること。

イ 絞り込みに関しては、以下の点を考慮して行うものとする。

- ・民間事業者等が魅力的なビジネスチャンスと感じるか。
- ・課題解決に民間事業者等の視点や手法を取り入れることが適しているか。
- ・「第 6 次生駒市総合計画第 2 期基本計画」や「第 3 次生駒市教育大綱」ほか本市の各課が所管する計画等の実現に寄与する等の理由により、実装や事業化につながる課題と判断できるか。

(3) 民間事業者等の募集

ア 受注者は、(2) で絞り込んだ課題のうち発注者が指定する 2 件の課題について、受注者が提案する手法を用いて、その課題の解決を協働して行う民間事業者等の募集を行うこと

イ 募集に際しては、上記の課題について本市職員が作成する説明資料やWebサイト等の媒体に掲載する原稿を、民間事業者等の応募につながるような課題設定や表現にブラッシュアップすること。

ウ 応募状況について、適宜発注者への報告を行うこと。

エ 本件募集については、発注者が「いこまSDGsアクションネットワーク」登録団体にも周知・案内を行う予定だが、受注者は発注者が配信する募集原稿の作成支援を行うこと。

オ 受注者は、SNSを活用したマーケティングの実施など、できるだけ多くの民間事業者等の応募につながる施策を提案し実施すること。

(4) 課題説明会の実施

ア 受注者は、(3) の民間事業者等の募集の一環として、また民間事業者等と本市職員の対話を促すことを目的として、民間事業者等向けの説明会（以下「課題説明会」という。）を開催すること。

イ 受注者は、課題説明会において本市職員が行う課題の説明に係るプレゼンテーション資料の作成支援を行うこと。

ウ 受注者は、課題説明会の進行及び対話におけるファシリテーションなどを行うこと。

エ 受注者が行う支援においては、以下の点に注意して行うこと。

- ・本市職員が説明する課題について、民間事業者等にとって魅力的なビジネスチャンスと感じられるか。
- ・実装や事業化につながる提案やアイデアが多く出されるような対話が生まれるか。

オ 受注者は発注者と協議のうえ、受注者の負担で課題説明会の会場や必要となる機材の準備を行うものとする。なお、本市の市役所庁舎会議室や本市生涯学習施設を会場とする場合は、施設使用料等の費用は不要とする。

(5) 民間事業者等の選定

ア 受注者は自身が提案する手法を用いて、各課題の応募者について最終候補者（1 課題あたり 1 ～ 3 民間事業者等）の選定を行う。

イ 受注者は最終候補者と課題を所管する部署（以下「担当部署」という。）との面談を設定し、担当部署による民間事業者等 1 者の選定を支援すること。

ウ 受注者は応募者へ選定結果を通知すること。

(6) 民間事業者等との実証プロジェクトの支援

ア 受注者は民間事業者等と担当部署の間に立ち、協働がうまく行われるよう課題整理や議論のファシリテートを行うなど必要な支援を行うこと。

イ 受注者は 4 ヶ月から半年の協働期間中に実証実験の成果があがるよう伴走型の支援を行うこと。

ウ ア及びイで実施する支援については、課題ごとに次の頻度で行うこと。

①課題のうち 1 件については、協働期間中の民間事業者等と担当部署との打ち合わせには原則として毎回同席し、議論のファシリテーションや資料作成、実証実験への立ち会いや担当部署へのフォローアップを行うこと。

②①以外の課題 1 件については、協働期間中の民間事業者等と担当部署との打ち合わせへの同席及びファシリテーションや資料作成は最初の 1 か月間のみ毎回行うこととし、それ以降は発注者（SDGs・公民連携推進課）の職員が行う支援について月 1 回程度打合せ等に同席し助言等を行うこと。

エ 受注者は、発注者と定期的（月 1 ～ 2 回）にミーティングを行い全体のプロジェクト管理を行うこと。

オ 各課題についての実証実験が終了した後、民間事業者等と担当部署、生駒市SDGs・公民連携推進課と共に実証実験の振り返りを行うこと。

カ 担当部署・民間事業者等の実証報告書の作成支援を行うこと。

(7) 本市職員向け研修・ワークショップの開催

ア 受注者は、本市職員の公民連携の実践への意識を高め、公民連携で解決したい行政課題・地域課題を積極的に提案できるようにすることを目的に、本市職員向け研修・ワークショップを受注者が提案する内容及び手法により下記の期間中に最低 1 回以上開催すること。

開催時期：令和 8 年 1 月または 2 月

（具体的な日時は発注者と受注者双方協議のうえ決定する）

イ 研修については、公民連携で先進的な取組を行う自治体での取組事例や行政課題・地域課題の解決につながった事例の紹介を交えた講話を行うなど、参加者が公民連携への意識を高められるような内容とすること。

ウ ワークショップについては、参加者が感じている課題や思い、アイデアなどを出しやすくなるような構成で実施するとともに、今後の「生駒市協創対話窓口」における「テーマ型提案」のテーマにつながるような課題が数多く生み出せるように適切なファシリテーションを行うこと。

(8) 成果品の提出

受注者は委託業務完了時に、本委託業務での実施内容、本委託業務での成果や課題に関する検証・分析内容をまとめた「業務報告書」を下記のとおり提出すること。

業務報告書：電子データ1式

(word等、修正・印刷が可能なデータ形式で納品すること)

(9) その他

ア 受注者は、本委託業務を実施するにあたり、本市職員に対し随時公民連携に関する助言を行うこと。

イ 受注者は、本委託業務を通して、本委託業務の取組内容について発注者と協議のうえ本市職員に向けて随時情報発信する等、本市の庁内各課に公民連携の意識を醸成されるような施策を提案すること。

ウ 受注者は、他自治体の動向を踏まえた有益な公民連携事業の情報を収集し、随時発注者に情報提供すること。

エ 受注者は契約締結後速やかに発注者と協議の上、年間事業計画書（様式は問わない）を提出すること。なお、事業計画書を変更する場合は、発注者の事前相談により承認を得なければならない。

オ 受注者は、資料や報告書の作成に際して画像や映像、出版物の利用をする場合は、著作権処理の必要のない素材、又は必要な手続きを行った素材を利用すること。

カ 事業の実施に当たっては、事前に発注者と十分協議すること。

キ 企画提案内容を遵守して事業を実施すること。

ク 関係企業、団体との調整を行う場合は、受注者の責任において行うこと。

ケ 本仕様書に明示なき事項、又は委託業務の遂行上疑義が生じた場合は、受注者は発注者と十分協議の上、委託業務を実施するものとする。